

1 8 公共的団体等の取扱い

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 農業協同組合

各農協間の合併協議の推移を見る。

(2) 水産業協同組合

組織統合は、それぞれの組合間の協議を優先。

(3) 商工団体

組織統合は、それぞれの団体間の協議を優先。

また、補助金は現行を引き継ぎ、団体間の協議の推移を見て調整。

(4) 観光協会

(5) 消費者協会

各地域に設置されている消費生活関連団体間での調整が必要。

(6) ふるさと会

市町ごとに異なる対応の均衡を新市で調整。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 社会福祉協議会

それぞれの組織の実情と歴史を尊重し、新市で統合に向けて調整。

(2) 女性団体

各団体への現行補助金は引き継ぐが、合併後1年程度で補助制度を調整。

(3) 芸術・文化団体

合併後1年程度で新市文化協会を発足し、現行の協会・協議会を加盟団体に位置づける。

(4) スポーツ団体

各団体を引き継ぐが、合併後1年程度で新市体育協会を発足。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 北海道港湾協会、北海道重要港湾協議会など「港湾関係団体」

(2) 日本図書館協会、北海道図書館振興協議会など「図書館関係団体」

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 子ども会育成連合会

合併後1年程度で新市としての組織体制を検討。